

公立大学法人公立小松大学事務組織規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 6 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 12 条第 3 条の規定に基づき、事務局の組織及び事務分掌に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局に置く課)

第 2 条 事務局に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 財務課
- (3) 学生課

(係の配置)

第 3 条 各課において、それぞれの所掌に属する特定の事務処理するため、課内に係を置くことができる。この場合において、係の名称及び事務所掌等については、当該課の課長が定める。

(職員の配置)

第 4 条 事務局に次のとおり事務職員を配置する。

- (1) 事務局に事務局長を置く。
 - (2) 事務局に必要な応じて事務局次長を置くことができる。
 - (3) 課に課長を置く。
 - (4) 課に必要な応じて課長補佐、係長、主任、係員を置く。
- 2 前項に規定する事務職員のほか、必要な応じて事務局に技術職員及び医療職員を置くことができる。
- 3 前 2 項に規定する者のほか、必要な応じて事務局に専門員及び専門職員を置くことができる。

第 2 章 事務局の分掌事務

(総務課)

第 5 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人の事務総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 秘書業務に関すること。
- (3) 儀式及びその他諸行事に関すること。
- (4) 公印の監守に関すること。
- (5) 文書の管理に関すること。

- (6) 理事会、経営審議会、教育研究審議会及びその他の会議に関する事。
- (7) 学長選考会議に関する事。
- (8) 学則その他諸規則の制定及び改廃に関する事。
- (9) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (10) 訴訟に関する事。
- (11) 危機管理の総括に関する事。
- (12) 法人の登記に関する事。
- (13) 防災に関する事。
- (14) 国際交流センターの事務に関する事。
- (15) 後援団体及び卒業生の団体に関する事。
- (16) 大学の事務組織等の整備に関する事。
- (17) 教職員の人事、給与その他勤務条件に関する事。
- (18) 教職員の福利厚生及び保健衛生に関する事。
- (19) 旅費に関する事。
- (20) 教職員の研修その他育成の企画、調整及び推進に関する事。
- (21) 栄転表彰に関する事。
- (22) ハラスメントの防止及び対応に関する事。
- (23) 大学経営に係る施策の企画に関する事。
- (24) 大学改革及び将来構想の企画に関する事。
- (25) 中期目標、中期計画に関する事。
- (26) 自己点検及び評価に関する事。
- (27) 広報に関する事。
- (28) 監査に関する事。
- (29) 研究支援に関する事
- (30) 知的財産の管理及び活用に関する事。
- (31) 産学官連携に関する事。
- (32) 地域連携及び交流に関する事。
- (33) 地域連携推進センターの事務に関する事。
- (34) 社会人教育・公開講座に関する事
- (35) 共同研究及び受託事業に関する事。
- (36) 附属図書館に関する事。
- (37) 設置計画履行状況報告に関する事
- (38) その他企画・調査統計に関する事
- (39) 事務局内の他課、室及び附属施設の所掌に属しない事務に関する事。

(財務課)

第6条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び予算に係る調整に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 施設等の維持管理に関すること。
- (5) 公用車に関すること。
- (6) 外部資金の導入に関すること。
- (7) 収入及び支出に関すること。
- (8) 現金の出納及び保管に関すること。
- (9) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (10) 入札執行及び契約に関すること。
- (11) 物品の出納、保管及び処分に関すること。
- (12) 財務及び施設に係る会議に関すること。
- (13) その他財務に関すること

(学生課)

第7条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 履修・成績管理に関すること。
- (2) 各種証明に関すること。
- (3) 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関すること。
- (4) 外国人留学生に関すること。
- (5) 教育課程に関すること。
- (6) 授業及び試験に関すること。
- (7) 教育に係る会議に関すること。
- (8) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (9) 免許及び諸資格に関すること。
- (10) 実習及び研修に関すること。
- (11) 高大接続及び小中高大連携に関すること
- (12) その他教務に関すること。
- (13) 学生の休学、復学、退学及び除籍に関すること。
- (14) 学生の賞罰に関すること
- (15) 学生の課外活動及び渉外活動に関すること。
- (16) 学生の奨学金に関すること。
- (17) 食堂及び購買に関すること。
- (18) 寮に関すること。
- (19) 授業料等の減免に関すること。
- (20) 学生のアルバイトに関すること。
- (21) 学生の福利厚生に関すること。

- (22) 保健管理センターの事務に関する事。
- (23) 就職に関する事。
- (24) キャリアサポートセンターの事務に関する事。
- (25) 学生の進路相談及び指導に関する事。
- (26) その他学生に関する事。
- (27) 入学試験に関する事。
- (28) 大学入試センター試験に関する事
- (29) 学生募集に関する事。
- (30) オープンキャンパスに関する事。
- (31) その他入試に関する事。

第3章 雑則

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務組織について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(小松短期大学に係る分掌事務)
- 2 定款附則第5項に規定する小松短期大学（以下「小松短期大学」という。）を設置する期間において、事務局に短期大学事務室を置く。
- 3 前項に規定する短期大学事務室は、小松短期大学に係る事務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。